令和３年度第１回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（概要）

日　時　令和３年６月３日（木）　午後３時～４時４０分

場　所　米子市役所5階議会第2会議室

１　開会・会議の成立　　　　　　（午後３時００分）

〈事務局〉

・開会

・全２２名委員のうち、１８名の委員の出席を確認、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告。

（出席：西井通、仁科祐子、前田浩寿、前田紀子、佐藤美紀子、土中伸樹、永見忠志、石田良太、木下実佳、金田洋子、田村篤人、木村定雄、高野和男、長岡文代、吉野立、岩浅美智子、手嶋恒久、小原悟）

・市長あいさつ【省略】

　・委員及び事務局自己紹介【省略】

　　・委員会について説明（事務局）【省略】

２　議　題

（１）委員長及び副委員長の決定について

〈事務局：萩原課長補佐〉

それでは議事に入らせていただきます。議題１「委員長・副委員長の決定について」です。この策定委員会の設置要綱に基づき、委員長、副委員長について互選で決定いたします。つきましては委員の皆様にお伺いします。どのような決め方がよろしいでしょうか。ご意見はございますか。前田委員お願いします。

〈前田紀子委員〉

事務局案からご提示いただけたらと思います。

〈事務局：萩原課長補佐〉

前田委員よりご意見をいただきました。皆様、事務局案の提示をさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員〉賛成

〈事務局：萩原課長補佐〉

それでは事務局案を提示させていただきますので、よろしければご承認ください。委員長として米子市民生児童委員協議会の西井委員、副委員長として鳥取大学医学部の仁科委員にお願いしたいと思います。委員の皆様にお諮りします。この案でよろしければ拍手でご承認ください。

〈委員〉拍手

〈事務局：萩原課長補佐〉

ご承認いただきました。それでは西井委員長、以降の進行をお願いいたします。

（２）「地域包括支援センター運営協議会委員」及び「地域密着型サービス運営委員」への兼任について

〈西井委員長〉

ただ今ご指名いただきました民生児童委員協議会の西井でございます。皆さんのご協力によりまして、円滑に進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

では議事を進めたいと思います。議題２「地域包括支援センター運営協議会委員及び地域密着型サービス運営委員の兼任について」、事務局から説明・提案をお願いします。

〈事務局：萩原課長補佐〉

「地域包括支援センター運営協議会委員」と「地域密着型サービス運営委員」の２つの委員につきましては、事前にご案内しておりますとおり、策定委員の皆様に２つの委員に分かれていただき、兼任をしていただくこととなります。

議題２関係の資料をご覧ください。事務局案でございます。これについては、事前に委員の皆様に希望する委員会を照会させていただいたところ、希望の数に偏りがありましたので、事務局で調整をさせていただきました。調整にご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。今一度ご自分の委員会をご確認いただき、変更を希望されれば申し出ていただきたいと思います。提案は以上です。

〈西井委員長〉

委員の配置が資料に記載されてございますが、これで皆さまよろしいでしょうか。一応のご希望は聞いていただいているようです。数のバランスが取れていませんけれども、いろいろ制約等がございまして、このような形になっております。では、これでご承認いただけますでしょうか。

〈委員〉承認

〈西井委員長〉

ありがとうございます。

（３）令和３年度今後のスケジュールについて

〈西井委員長〉

続きまして議題３「令和３年度今後のスケジュールについて」事務局より説明していただきます。

〈事務局：萩原課長補佐.〉

議題３関係の資料をご覧ください。令和３年度、今後の会議スケジュールでございます。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会のところの第１回目は６月、本日でございます。第２回目は２月頃に予定しておりまして、その時には第７期計画の実績報告や第８期計画の進捗状況、第９期に向けての報告・協議、また新たな国・県の動きがございましたらご報告させていただく予定としております。

そして地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会については、大体、年１回から２回開催する予定としております。地域包括の第１回は８月頃に予定しており、地域密着の第１回は１０月頃を予定しております。地域密着については、第８期計画の中で事業所の整備計画を掲げています。今年度は公募要領などについてのご討議をいただく予定としております。両委員会とも必要に応じて２回目を開催することになります。その際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

〈事務局：足立課長〉

今回は今年度のスケジュールということで出させていただきましたけれども、この第９期の策定に向けまして国の動向を注視しながら、できるだけ早い段階から皆様のご意見をいただけるように会議の調整をさせていただきたいと思っておりますので、その時にはよろしくお願いいたします。

〈西井委員長〉

先ほどの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。吉野委員どうぞ。

〈吉野委員〉

前の地域密着と地域包括の委員の区分けのところで、今、スケジュールの話を聞いていて、専門職の皆さんがどんな職場におられるかというのを全員の皆さんが言われなかったので、私も何も気にしないでいたんですけども。地域密着は、基本的に法人の運営に関わる人は委員になれないと思っていますが、この委員会として、法人の経営に関わってはいないんだけどもその法人の職員である人が委員になってもいいのかどうかということについては、一度はっきり論議をしておいたほうが良いのではないかと思います。

もちろん地域密着ですから、その運営のありようとか、どういうルールでやられていくのかということを細かく検討しなくてはいけないので、専門職としての視点が非常に大事だと思うんですけども。やっぱり平等性といいますか、それを担保するには、少なくともそういう事業を開始する意思がある法人に所属する人が委員になるのはいかがなものかという考え方が、当然市民に出てくると思うので。申し訳ないですけど、もう一度そのあたりのことに全く問題がないのかどうか、事務局の考え方と委員会の中でのずれを直していただければというふうに思います。

〈西井委員長〉

吉野委員のご発言ですが、選考基準について、事務局として今後の会議の中で、一つの議論としてよろしいかというご提案ですが。

（事務局の回答に）時間がかかるようですので、他の委員の皆様で何かございますか。小原委員どうぞ。

〈小原委員〉

スケジュールについてですが、今年度、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会が６月と来年の２月の２回になっているんですが、正直言うとそれでは少ないのではないかと。結局、高齢者の方のいろんな困りごとなどが、日々の市役所さんの業務の中、またはいろんな生活される中で必ず出てくると思うんですが、その困りごとをこういう場でいろんな代表の方が解決していきましょうというスタンスだと思うんですけれども、年に２回しかない、それも１時間か２時間しかないというのは。多分、今までのこういう流れできているかと思うんですけども、そろそろ困りごとを解決していく委員会ということで、ちょっと回数が年に２回しかないというのは少ないのではないかと。そのところはどうでしょうか。

〈西井委員長〉

個別課題を議論するには回数が少ないというご意見ですが、事務局いかがでしょう。前回の会にもいろいろ意見等が出て参りましたが。よろしくお願いします。

〈事務局：足立課長〉

今の時点ではこの２回ということで考えておりますけれども、今後、国の９期計画に向けての内容が徐々に見えてくるようになった段階で、必要に応じて、一つ一つの会議である程度テーマを絞らせていただきながら、具体的な議論といいますかご意見をいただくような場が持てればと思っておりますが、まだ今の時点ではそれがいつというのは想定できないため、こういった形を取らせていただいているということでご了解いただければと思っております。

〈手嶋委員〉

７期・８期・９期とありますけども、６期とかで決めたことで７期に持ち越したことが、なぜ６期でできなかったのか、７期でできなかったことはなぜ８期に持ち越したのか。それを、例えば３年間の計画ですよね、３年度ごとになぜそれができなかったか。３年間あるんだから、最初の年にできなくて、２年目に反省して３年目に持ち越す、３年目にできましたと、７期にできなかったのは８期に持ち越さない、８期にできなかったのは９期に持ち越さないというようなスタンスなのですか。それともできなかったらできなかったで、次々先送りしていって、１０年経っても同じ問題をやっている。過去のやつを見てみると、同じものが出てきたりしているんですよね。反省も何もないし、計画されて、何かプランを立てて、実績をされて、うまくいかなかったのか。一応計画には出ているんだけど、３年間何もやらなかったのかなと思うこともあるし。やったけどダメだったんだと、ここがダメだったから次はこうしましょうということがあればいいんだけど。計画は一旦は作っておられるんだけど実際どうなのかなと思ったりするんで。最初は、反省みたいな感じがあったんだけど、年を追うごとにそういうのもなくなってきて、ただこれもやりますあれもやります。今度の９期でも８期でもやりますよっていうふうになっていて、できなかった理由はこうでしたよ、次はこうやったらできると思いますというのが何もないので、そこらへんを考えられたほうがいいのではないかと思いますけど、どうですか。

〈西井委員長〉

検証についてですね。（吉野委員に）関連ですね。どうぞ。

〈吉野委員〉

手嶋さんからすごくいい発言がありましたので、併せて関連で発言させていただきたいんですけれども。これは米子市だけではなくて、行政のこういう委員会のあり方が大体みんなそうなんですね。県もそうですし米子市もそうですし国もそうです。つまり事務局が原案をつくって提案をして、それについて皆さんの意見を聞いて、その意見を検討して計画に活かすという、そういう仕組になっているので、なかなかその３年間の計画を立てたことがどうだったかという、総括するという作業が、行政には過去にもあまりないみたいです。

だから私は最近は本当に思うんですけども、この委員会は自立しているわけですから、委員長責任で、そういうことを考える人たちが事前に今回の議題について検討したり、それから委員会の有志の意見として、こういう問題を次の委員会には資料として出して欲しいとか、あるいはこういう問題を論議しようではないか。独りよがりなものではなくて、あくまでも３年間の計画の内容に基づいて提案していく。行政に全部お願いするのではなくて、私たち委員自身がそういうことをやっていかないと、恐らくこのスタイルはなかなか変わらない。そういうことの中で本当に成果が出ていけば、私は行政の人たちも、やっぱり委員会のやり方というのは、少し違えていくことが大事だということを気づいていただけるのではないかと思います。そういうふうに考え方を少し転換していくことのほうが大事ではないかというふうに思います。

〈西井委員長〉

掘り下げた議論ができるような発想の工夫ですね、それが必要ではないかというご意見ですが、これについて手嶋委員と吉野委員と共通ですが、いかがでしょうか。

〈事務局：足立課長〉

まず今でいうと、第７期の総括というかそういった部分ですけど、一応、実績というところを見届けた上で総括等はさせていただくと。それはまたこの会議の中でもお話をさせていただきたいというふうに思っております。それと併せて８期のほうも、今後進めていく中での進捗状況も同様にお示しをさせていただきながら、７期でできていなかったところで８期がどうかということも含めて、皆様方にお話しさせていただきたいというふうには思っております。吉野委員さんが言われるように、例えば委員さんのほうからこういったテーマでということがもしあれば、それはこの会議の中で、委員長さんのほうで議論をしていただいて。市としてご意見としてお受けして、中での調整もありますけれども、できるものできないものを考えていく、その前のそういったご意見を聞かせていただくというのは非常にありがたいことだと思っておりますので、そういう進め方はありがたいというふうには思っているところです。

〈西井委員長〉

事務局からこのように回答がございました。

〈高野委員〉

今の話ですけども、地域密着型サービス運営委員会の、実際この委員会の中でどういう議論をするのかというところを、まず皆さんに少しお話をされたほうがよいというふうに思います。多分、利害関係の話だと思うんですけど、多分きちんとした基準があるわけではなくて、基本的には自分の利害関係に関わるようなことについては、そういう利益誘導みたいなことはしませんという話で、そこは皆さんの倫理観なりに重きをなして進めるということだと思いますので、そのあたりの委員会の目的を、まずはきちんと皆さんにお話をされるのがいいのかなと思いますけれど。

〈西井委員長〉

先ほどの委員の選考基準についてということで、資料ということで吉野委員のご質問にも関係していますが。よろしいですか。では事務局、お願いします。

〈事務局：萩原課長補佐〉

地域密着型サービス運営委員会に関しては、地域密着型サービスの指定に関すること、指定基準に関すること、地域密着型サービスの質の確保・運営評価などに関すること、地域密着型サービスの公募基準に関することに関して協議をいただく委員会でございます。

　この度、希望を取らせていただいた時に、一応の原則として「地域密着型サービスを営まれる法人の方、そして今後営まれる方は地域包括支援センター運営協議会のほうを選択していただきます」というふうに書かせていただいたんですけども。希望をいただきまして調整させていただく中でも、お伺いした委員の方から兼合いがおありだということを教えていただいたようなこともあって、このような形になったものです。問題のある委員さんがいらっしゃいましたら、教えていただきまして、変更させていただくことが可能なんですが。こちらからお聞きしたいと思います。

〈高野委員〉

委員会を進める中で、実際のところ事業所の方もかなりおられるので、いろんなところの団体が出ておられるけれど、実際は事業所に所属しておられるわけです。ですから委員会を進める中で、そういう問題が生じた時に、改めてその場は欠席したほうがいいということであれば、申し訳ないけれどというような話にならざるを得ないのではないかと思います。ほとんど関係者なので、それを選別するのは今の段階でまず不可能だと思います。今の段階で変わったほうがいいという方がいらっしゃればそれはそうかもしれないけれど、そういうのがなければ今のような形でも良いのかなと思いますが。どうですか。

〈西井委員長〉

吉野委員、どうですか。

〈吉野委員〉

そういうことをきちんとルール化しないといけないのではないですかと。この委員会で決めるわけですから、地域密着のほうに入らない委員を、私も地域包括のほうを選ばせていただいているんですけど、そういう問題を委員会として透明化しておかないと。その委員会に入った人も、今の話のように中途半端に終わったらいけないのではないかと思うんですよ。原則的にはやっぱり関わっていない人たちでやればいい。必ず同じような数にならなくてもいいわけですから。だから、例えば今の説明で言うと、公募の基準とかそういう運営上の問題だけ論議するならいいけれども、実際応募された企業についての点検もやるわけですから。そこにどの部分には加わらないとか、いろんなルールがあるならまだいいですが、そういうこと全くなしに、当初の説明で、委員だけ分けましたということだと、例えば今の話では、地域包括のほうに入っている人たちは、恐らく地域密着のほうで何が話されているのかすら、わからないまま委員が分かれることになるわけです。私が最初に質問したことの真意も、初めての方の中にはわからない方もあるかもしれない。それは、ちゃんと説明されて、場合によっては市民から問題を指摘される場合があるかもしれないし、その時にちゃんと答えられるようにしておかないと、委員会としての信用度も違ってくるのではないかと思いますし、選ばれた委員さん自身もそのことをきちんとしたほうが、委員として就任しやすいと思います。

〈西井委員長〉

高野委員、吉野委員からのご提案ですが、会議ごとに扱うテーマが違いますので、中には利益関係が生じる委員さんも出てくると。それを事前に出席の前に調査ですとか区別ですとか、いろいろな形があろうかと思いますが、必要ではないかということですが、いかがですか。

〈事務局：足立課長〉

地域密着の委員会ですけども、市のほうで地域密着型サービス運営委員会設置要綱を定めておりまして、それに基づいて行わせていただいています。今、吉野委員さんが言われるような内容というのは、実はこれには規定しておりませんので、そういった特定の事業所を、いろいろ議論いただいた上で適切かどうかというところの判断をされる際に、そういうふうに特別に関わるような関係者の方というところの扱いについて、この要綱そのものの見直しをかけさせていただいて、そういったところの基準をもう少し明確にしたものにさせていただこうと思っておりますので、ご意見いただきましてありがとうございました。

〈西井委員長〉

そうしますと、事務局より基準の明確化ということを進めていただくということで。他の委員さんでご質問、ご意見ございますでしょうか。石田委員、どうぞ。

〈石田委員〉

私は石田申しますが、名簿の中で言いますと地域密着の３番になります。当初、私も地域包括を希望していたのですが、人数の加減ということで連絡をいただいて、どちらでも対応いたしますと回答したところ、地域密着のところに振分けていただいておりますので、委員の皆様からそういうふうに見られるということ自体も、私もわかっておりますので、できれば私に関しては地域包括のほうに移らせていただいたほうが、言われましたように、この会は出てこの会は出ないということも、ご迷惑をかけると思いますので、可能であればそのようにお願いいたします。

〈西井委員長〉

委員の所属変更についてですね。

〈事務局：萩原課長補佐〉

申し訳ございません。それでは石田委員さんは地域包括のほうに変更させていただきたいと思います。

〈西井委員長〉

他の委員の皆さんはどうですか。もうこの場で委員の配置が決まりますけども。

〈高野委員〉

先ほど言ったように、石田委員さんは個人的にかわりたいという希望ですけれど、他にも事業所に所属されている方に関して、どういう扱いにするかというのは非常に悩ましいところだと思うんです。逆に地域密着に入りづらいという、自分の自由な意見も躊躇われるということがあると思うわけです。要綱を変えられるのはいいとは思うけれど、そのあたりを。石田委員さんは確かに自分で言われたけれど、じゃあ他はどうかということになると事務局のほうが非常に困られるかなと思います。

〈石田委員〉

私の場合は介護の団体なので、どちらかというとケアマネは本当は地域包括との絡みが多いので本当はそちらを希望していたんですけども、メンバー構成の人数割合ということもわかりますので。言われたように所属法人とか所属事業所で分けてしまうと、多分ほとんど地域包括のほうに行かなくてはならなくなるということで一旦はこちらもお受けしようと思ったんですけれど。

〈西井委員長〉

吉野委員どうぞ。

〈吉野委員〉

問題は、地域密着を検討する時にどんな人材、つまり私は専門職の意見が入るのはとても大事だと思うんです。具体的にそういうことについて検討ができるから。提案したことについて細かく検討ができるのは、やはりそれに関わる専門職がいたほうがいいということで。だけど、例えばそれを委員から出さないといけないのか、委員が代表で何人か入るということは必要かもしれないけれど、そこは外部委員を、研究者であったり見識者、そういう法人経営に関わっていない学識経験者だってあるわけですから、そういうことを研究している人たちだって。そういう人たちに入ってもらうというやり方だってありますよ。だから、ここの中の委員で全部をやろうとすると、言われたように、どうしても誰かが関わらざるを得ないという話になるわけですね。そういう規準を作ったり、実際に応募があったものについて皆で検討するわけですから、そういうことが専門的にできる専門職というのはいないでしょうかね。逆に今の委員の専門職の皆さんに、そういう地域密着型サービス運営委員会をやる時にどういうスタイルでやることが一番いいのかというのを一度話をしていただいて、提案してもらうというのもありかなと思います。

〈西井委員長〉

手嶋委員、どうぞ。

〈手嶋委員〉

昨年と２年前に地域密着型サービス運営委員会の委員ということでやらせてもらったんですけど、各委員で個人的に検討してくださいということで、膨大な資料をもらうんですよね。それも１週間ぐらい前に。実際それでできるのかなということですよね。例えば仕事を休んで朝から晩までやればできるかもしれないけれど、実際できないような気がするんですよ。１日につき１つの事業所ならいいですけど、２つ３つとなったりするし、中には１億円近くのものもあるんですよ。それをやってくださいと言われて、コピーはとるな。自分１人で秘密厳守ということでやれと言われて、これが本当にどうなのかということですよね。そういう建物を作ったり医療関係の専門職でもないので。市役所は建築のほうの部とか課とかもあると思うので、一応妥当な地価とか妥当な賃料とか建物が妥当だとかいうことを、専門分野のところで事前に審査されていますよね。

〈西井委員長〉

木村委員、関連ですか、どうぞ。

（木村委員）

私も今回、地域密着の委員にならせていただいていますが、実態は、審査する基準をきちっと事務局で作っていただいて、それを更に我々委員が再チェックをし、充分認識したうえで、応募された事業者から提出のあったものをプレゼンも含めて、どちらが相応しいか、総合的な判断をさせていただくわけですので、必ずしも先ほどご意見がありましたように建築士がいないとダメだとか、そういうものでもないようです。私の実際にさせていただいた中では。内容的にはそういうものですので、出てきたものに対しては、１日で３事業者実施した場合がありますが、分厚い資料を基準にあわせてチェックした中で、それを、１０名なら１０名の委員でプレゼンを見させていただいて協議するわけですから、先ほど来おっしゃる内容のものではないと判断しております。

〈髙野委員〉

一つだけ提案です。西井委員長と仁科副委員長が同じ委員会におられるので、透明性を高める意味でも、ここは分けた方が良いと思います。人数調整もありますので、できればどちらかがかわられた方が良いと思います。

〈西井委員長〉

事務局も明確な基準はなく、事前調査をされたわけではないですので、議論がより深まるような体制と、利害関係の問題がうまく調整できるようにということで、今、髙野委員からご意見があったことについていかがでしょうか。それぞれの部課内の運営のこともあろうかと思いますが。

〈事務局：足立課長〉

そうしますと、石田委員さんからご意見があったことと、髙野委員から委員長、副委員長は分けた方が良いのではないかというご意見があったことについて、委員さんの中でお諮りいただくことはできますでしょうか。

〈西井委員長〉

それぞれいろいろなつながりがあるわけですが、個別に、議題によっては差し控えるということを含めると、私が地域密着に移動するということは問題ないと思いますが、仁科委員はどうですか。

〈仁科副委員長〉

私はどちらかというと、地域包括を希望して出してはいますが、どちらでも良いです。

〈事務局：大橋部長〉

よろしければ、西井委員長に地域密着に移動していただいて、仁科副委員長が地域包括に入るという形で今回スタートしたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。

〈委員〉承認

〈事務局：大橋部長〉

先ほどからあった話ですが、地域密着の方は指定業務があるため利害関係が発生する場合があります。委員会構成はこのままにさせていただき、特別、利害関係が発生した議題に関しては、決議から外れていただく形で進めさせていただきたいと思います。細かな点に関しては、要綱改正の必要があるため、第１回の会議の１か月以上前には、こういう形で進めていきたいというものをお示しします。この形でよろしいでしょうか。

〈委員〉承認

〈事務局：大橋部長〉

よろしくお願いいたします。

（４）その他

○委員から提出された協議要望事項について

〈西井委員長〉

では、その他に入りたいと思います。事務局お願いしています。

〈事務局：足立課長〉

　このたび、手嶋委員さんから、事前に文書をいただいておりまして、書類として付けさせていただいております協議要望事項という書類です。この中でご意見、ご質問等を承っております。それに対する事務局としての回答ということで、別紙で資料としてつけさせていただいております。こちらの方は、質問を要約したものと、それに対する回答という形で作らせていただいております。回答について説明をさせていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。

〈委員〉了承

〈事務局：足立課長〉

それでは、「質問に対する回答について」という資料をご覧いただきながら、説明をさせていただきます。【説明内容：省略　協議要望事項についての回答（資料）・協議要望事項についての回答　別紙　参照】

〈西井委員長〉

手嶋委員の質問に対して事務局の説明、回答ということでございました。この内容につきましては、また今後、議論を深めるところでいろいろ発言・提案等が出てくるかと思いますが、皆様方には積極的にご発言いただければと思います。事前に、手嶋委員のような形で文書で質問等をお寄せいただくのも結構ですし、会のほうで手を挙げてご発言いただければ。はい、手嶋委員。

〈手嶋委員〉

別紙のほうの数字ですけど、この数字というのはどこから出されたのですか。

〈事務局：萩原課長補佐〉

これにつきましては、本市の資料、それから他市に照会したものもございましたし、そして厚生労働省のホームページから取ったものもございます。それを合わせまして。

〈手嶋委員〉

具体的にお願いしたいんですけど。過去に質問した項目の中に、去年だったと思いますが、確かデータがあったんですよ。ただ、その調査の内容が全部は書いてないですよね。例えば「２，０００人調査しました。回答率はたった２割でした」、その中で賛成です、反対です。２割しか答えてないのにというようなところで、それを出されました。そういう回答にあったところだけしか書かれていなかったので、全文書けば、ちょっとおかしいな、というところもあっただろうけど、部分だけ抜き出して合うように記載してあると。それも米子市が作ったもので、全然知らないわけではないでしょうけど、米子市は同じ機関ですので。その部分だけピックアップしてデータとして上げておられたということがありましたので、今回このデータというのも、どこから出されて、そちらのほうが後から誰かに見られるかわからないですけど、資料としてはいいものじゃないかと思うんですよね。ただ出しました、これの数字はこれでしたっていうことだけじゃなくして。その根拠となるものを後で見た時にどんなのかなというところ。過去に出したやつでも一部分だけピックアップして書いてあったんで。全部読むと、ちょっとおかしいなというものがいっぱい書いてあったんで、そこらへん出どころっていうのを教えてもらえませんか。後からでもいいです。文書でもいいから送ってもらえませんか。

〈西井委員長〉

資料の出どころを回答できますか。

〈事務局：萩原課長補佐〉

後ほど文書で送らせていただいてもよろしいでしょうか。

〈足立課長〉

出展もとを書いていないところがありすみません。

〈手嶋委員〉

もう一点いいですか。最後のヤングケアラーの問題ですけど、これの最後の１行、趣旨は子ども相談課に伝えておきますっていう。結局、今の介護保険とか障がい者支援の人ですよね。ヤングケアラーのお父さんお母さんは知らないのかどうか知らないんですけど、そこの弊害がきているから、介護保険の時も家族の中で奥さんだけがある程度家事とか介護とかの面倒を見るというところで、建前としては介護保険が発足したところもあったと思うんですけど、弱いところ弱いところにいってもいいのか悪いのかということですよね。これがおかしいっていうことが、そういうことがわからないような子どもに皺寄せが来ているような気がするんですよね。確かにいろいろ聞いてみると、子ども相談課ではなくて子ども総合相談窓口ですか、ふれあいの里１階ですよね。で、そこからまた介護保険である長寿社会課に振り分けたり、県の児童相談所の出先がありますけど、そこにまた連絡したりするようなことを言っておられましたけど、結局そういうことをすると、１回相談に来ても面倒くさいからもういいよというようなことになってしまう。それから学校の生徒さんとかは、学校もなんかやられるようなことを言っておられたので、結局相談に来てもそういうことになってしまうのではないかと思うんですよ。

昨年も部長さんが、今度は重層的支援体制を整えるというようなことを言っておられましたけど、うちの担当は別だというようなこと、ある程度、長寿社会課の施策も関係してるんじゃないかと思ったりするんですけど。もしかして地域包括センターが、こういう子どもさんたちの数というのは把握されておりますか。地域の困りごと相談センターみたいな感じですかね、中学校校区に１つある地域包括支援センターというのが。それから昔から民生児童委員っていうのもありますよね。民生児童委員というのは長寿社会課の絡みですかね。

〈事務局：足立課長〉

事務局は長寿社会課です。

〈手嶋委員〉

事務局ですよね。だから長寿社会課というのも、そんなに的外れなことを私は言っていないと思うんですけど。

〈西井委員長〉

はい、関連ですか。

〈吉野委員〉

ヤングケアラーの問題は、鳥取県は全国に先がけて東・中・西に相談機関を置くということで窓口を作ったんです。で、窓口が県内の全部の包括支援センターに相談がありますかというふうに聞いたら、全部から回答があって全部が「ない」という回答が返ってきたんですよね。でも私どもが受けている鳥取県認知症コールセンターにはヤングケアラ―からの相談は実際にあるんですね。で、ヤングケアラ―も中身がいろいろあるんです。だから、国が子ども局を新しく作るということで、ヤングケアラ―について、一挙に新しい物事に取組を始めたというのが実態なんで、恐らく鳥取県にしても市にしても、これからどうするというところだと思うんですよね。だから大事なのは、やっぱり地域で様々な活動をしている、いろんな相談活動などをしている団体がたくさんあるわけですから、そういうところに聞かないと、なかなか子どもたちのほうから地域包括支援センターや子ども課や、そういったところに連絡がいくということには、単純にはならないというのが実態だと思うんです。

だから手嶋さんの質問に行政として答えるというのはなかなか大変なことですけども、こども相談課だけの問題じゃなくて、実はそういう実態もあるんだということを長寿社会課の方も知っていただいて、連携しながら。まず米子市の中でどういう声があるのかというのを掴むための動きをしていただいたらいいんじゃないかなと思います。手嶋さん、そういうことでどうでしょうかね。

〈西井委員長〉

吉野委員からのご提案でした。特にこの会は高齢者を中心にしたテーマの会ではありますが、地域の課題はいろいろ高齢者も含めて子どもたちも大きく関係したテーマでございますので、先ほどのお話のように長寿社会課は民生児童委員の事務局でもありますので、また広く皆さんの動きをこの会で出していただくということで、ご協力のほどをお願いしたいと思います。小原委員お願いします。

〈小原委員〉

今、手嶋委員さんからもご説明があったんですけども、重層的支援体制整備事業というのが本年４月から国の制度として法律で決まったんですよね。で、この第８期計画の３９ページ、そこに書いてあるんですね。これはこの４月から法律が施行になっているので、今の話の問題も間違いなく重層的な支援のことなんですけども、米子市さんとして、この重層的支援体制整備事業として、これを委員の皆さんが理解していないと、今後の高齢者福祉計画、介護保険事業計画、または総合相談所というのが米子にあるんですけれども、これの理解を、時間がないと思うんですけどざっくり説明していただいて、米子市として重層的に、こうやっていろいろ複雑化した問題をどういうふうに施行していくのかというものを、資料とか渡していただければいいし、委員の皆さんが共有しないと今後計画ができないので、このことはどうでしょうか。

〈西井委員長〉

お願いします。

〈事務局：大橋部長〉

お尋ねいただいた重層的支援体制整備事業の話ですが、「断らない相談」というのを基幹とした相談体制の整備なんです。今までが縦割りで、先ほど手嶋委員さんからあったように「これは長寿社会課の会議だから子どもに関することはしない」、これは窓口でもそうですね。障がい者のところに行けば、障がい者の相談はするけど、高齢者のことはあちらへどうぞと、こうやっていたんですけど、フロントラインにいるソーシャルワーカーは基本的には全ての相談を受け付けて、得手不得手はあったとしても、一応全部を承った上で最もよいところに接続していこう、つながっていこう。中にはどこにもつなげられない人がいるんです。ヤングケアラーの問題もそうですよね。貧困であるわけでもなく、かといって他の困りごとがあるわけでもなく。サービスそのものがない、ならばそれを自分らで作っていこうと、ここまで含んだ概念なんです。これの原型は、皆さん方よくご存知の地域包括ケアから始まっています。地域包括ケアというのはお年寄り向けとして作られたものですけど、それを全世代に拡大していこうという話なんですが。残念ながら米子の中で包括支援センターの実際の行動の中で、じゃあ一家の問題をまとめてやっているかというと、なかなかそういうふうにもならないんです。法制度の立場からいうと、老人に関する相談は老人福祉法が受け持っています。ということで、介護保険法は介護保険に関する相談になってしまっています。でも、それでは一家の生活が本当にこま切れにされてしまって、相談に行く度に苦痛を伴いますよね。それをどこかで統一的にやることはできないかというのが、今回の重層的支援体制整備事業の国側の目指すところですし、米子市の目指すところです。それを今日知っていただいた上で、スケジュールを見ると地域包括支援センター運営協議会がございますが、一応その場を焦点としまして、その段になると恐らく、準備事業も実績ができてきますから、どんな活動を具体的にやっているかも発表できると思いますので、一応最初にそこの場で資料の提供と、それから活動の内容なんかを報告させてもらうということにさせていただきたいと思います。もちろん今すぐ会議が、あるいはその中間で行われる会議がありましたら、これはちゃんと説明しますけれども。と申しますのが、今の私たちがやっているやり方というのが、包括支援センターに総合相談機能を付加していこう、させていこうということで、１件目を令和４年度、来年度にふれあいの里でやっていらっしゃる、社協に委託しているんですけれど、そこを直営化をして、あらゆる相談に乗っていこうと、こういうことを計画していますので、今後、地域包括支援センターをベースとして、それを発展的解消させるんだという考え方になりますので、一旦は地域包括支援センターを運営されている協議会のほうにしっかりとした説明をする必要があると思っておりましたので、今回の８月の会議では資料を出させていただいて。もちろん他の委員さんにも資料を全部お配りしますけど、具体的にはそこで説明させていただこうと思っています。

〈小原委員〉

８月というのを言われたんですけど、できるだけ早くそういったものを皆さんが理解しないと、計画を立てましょうと言ってもなかなか立てられないので。各市町村に聞いてみたら、各市町村ごとに認識が少し違っているのもあるので、米子市として重層的支援整備事業はどういうふうにするのかというのを皆さんが理解して、それから計画を作っていくと。そのステップをできるだけ早く、資料とかいろんな説明会とか開いていただいて、そこで皆さんが理解してスタートを切るというようにしていただければと思います。

〈事務局：大橋部長〉

ありがとうございます。そのように注意しておきます。

〈西井委員長〉

皆様、積極的にご発言をいただきまして本当にありがとうございました。予定しております時間を少し過ぎておりますので、その他ございますか。

〈吉野委員〉

時間が過ぎて申し訳ないんですが、近々のことなのでお聞きしたいんですが。コロナワクチンのことです。今日、市長さんが７月末までには６５歳以上の高齢者は大丈夫だとおっしゃっていたんですけど、具体的に要介護者とか施設に入っておられる本人への確認等、つまり打つか打たないかそういうことの確認と具体的な接種の状況を、長寿社会課として把握されているのかどうかとか、そのへんの見通しがある程度は。なんでそういうことを言うかというと、長寿社会課のほうにもこの問題で電話を差し上げて、いい形で対応していただいたと思うんですが、要は国の仕組みは申告制なんですよね。自分が打ちたいということを言った人に対して予約をして決めるんですけども、でも打ちたいという気持ちがあっても申告することが難しい人たち、これは例えば要介護者であったり施設に入っている認知症の高齢者であったりするわけです。国も、施設に入っている認知症の人にもできるだけ本人の意思確認をして、本人が打ちたいという意思があるなら接種をしましょうという指示を出している。まあ指示だけしか出していないので、施設の人も困っていると思うんですけど。そのへんが米子市の場合はどういう形で進められていて、ほぼ問題なく手助けができているのかどうなのか。私も実は１人相談があった人に対して、あるケアマネ事業者に聞いたら、「うちはそういうことは今やっていないですよ」「それは行政からの指示がないからですかね」という話をして、長寿社会課のほうにも電話をしたんですけども。やっぱりそのケアマネ事業所によっても、積極的に自分が担当している人のところに出かけて行って、確認をしてワクチンの手配をしているケアマネさんもいますし。米子市の場合は１１０の民間機関が協力してくださってすごくいい形もあるんですけども、かかりつけ医の先生も「自分のところは日常的にかかっている人だけだから集団接種のほうに行ってね」という人もあれば、病院を持ちながら１日か２日は訪問診療をしている先生は、自分のほうからケアマネさんに連絡をして、訪問の時に打つけどどうだろうかということを計画立ててくださったり、そのへんの温度差もすごくあるんです。やはり問題は、そういう自分のほうからなかなか言いにくい人たちへの接種の確認の動きと、それから希望された人が本当にちゃんと接種ができる見通しが立っているのかどうなのか、そのへんの状況把握があるのかないのかという状況が１つ。

　それから２番目は感染対策なんですが、認知症の人を介護する介護者が、もしコロナウイルスに感染した場合の対応策というのを、長寿社会課のほうで作っておられるかどうなのか。いわゆる在宅で認知症の人を介護している介護者自身が感染した時にいろんな問題が起こるんですが、その場合にどういう対応を行政はしようとしているのか、そのへんの対策があるのかないのか。ないならないでいいんですけど、教えていただきたい。

　それから３番目は、７月末に６５歳以上の人が接種を終えて次の世代に入るんですが、その場合の計画というのができ上がっているのかどうか。理由は、幅広い世代になるんですけども、年齢を分けながら接種するのか。それからもう１つは、先ほど市長が言われたように基礎疾患のある人を優先するというお話があるんですが、例えば若年認知症の人というのは基礎疾患に入っているのか入っていないのか。入っていないのなら、なぜそういう人たちは入らないのか。基礎疾患の範囲って非常に狭いような気がするんですよね。そのあたりの問題について、国が基礎疾患の人の病名を出していますけども、“基礎疾患”という範囲を米子市はどのように考えるか。若年認知症の人はどういうふうに考えたらいいのか、私たちも関わっているのでね。そのあたりのことを、３点ですね、喫緊の課題なので聞かせていただきたいと思います。

〈西井委員長〉

高野委員どうぞ。

〈高野委員〉

成年後見をしておりますので。実は成年後見のほうでは、基本的に保佐・補助の人については、必ず本人同意が必要だということで進めています。後見の人については、本人の意思を尊重するということが大前提になりますので、可能な限り本人さんからの聞取りをさせていただいていますが、どうしても難しい場合は、例えばケアマネさんや医療従事者の方等々とお話をさせていただきながら後見人として同意をしていくと。どうしても難しい場合はお断りをさせていただくという対応をしております。

〈西井委員長〉

ありがとうございました。事務局、コロナ対応についての報告ができますでしょうか。

〈事務局：大橋部長〉

吉野委員さんの質問は、まずは意思決定支援と言われる問題だと思うんですよ。それは今、高野委員さんがお話になったようなことなんですけども、ワクチン接種の仕組み上、本人の同意が絶対ということになっています。これは別にコロナウイルスだけではなく、インフルエンザでも同じことなんで、インフルエンザも毎年これをやっているんですけど、それは大問題が勃発したわけではないので施設のほうにはインフルエンザモデルでやっていただければいいんですけど。成年後見制度促進計画があって、米子市の場合は意思決定支援というのを推進しているんだから、しっかりお聞きになって決めていただきたいと。どうしても決められない方については、その結果の責任が取れませんから、それで高野委員さんがおっしゃったような対応を米子市もしていくように考えております。

　それから、介護者が感染してしまったら。これは結構早期の段階で話をしていまして、介護者が感染するとその方を隔離しますよね。そうすると自宅介護されておられる方がそこに残ってしまう。現にそのような事態が１回発生しました。発生して、長寿社会課のほうが支援者を探して歩いたんですけども、やっぱりそれは自分のところの営業のこともあって、２週間経たなければ無理だという話になりました。結局それは病院に入院されたり、それなりにやったんですけども。それは今の結論から言うと、１つには米子市の職員が直接支援する。これが今、決めていることです。誰も行かなければ私が行きます、そういう話ですね。これは、私たちにとっても未知のウイルスで初めてのことなので、介護保険事業者さんや支援者の皆さんに、無理を言うような話にはならないので。実は鳥取県がコロナ感染のフォーマットを作っていて、それを見ますと、生活支援は市町村の職員の任務だよとなっているんです。故に私たちの部は、じゃあ誰かが行きましょう、防護服でも着て行きましょう、これが今の覚悟です。願わくばそういう事態が起きないようにということと、もう１つ最近は多少コロナウイルスのワクチン接種が進んでくると、じゃあワクチン打ってるんだったら行ってあげようかなという事業所さんも出てきていますので、みんなで力を合わせて。今はそういう状況です。

　それから最後の、若年性認知症の方が優先順位はどこになるのかという話なんですけども、基礎疾患と言われているものの中に脳疾患とかいろいろありまして、それを自己申告されればそれでいいんだそうです。病名が指定されたわけではなくて非常に広範囲ですね。で、疾患というのは一応“病気”なんですけども、もう１つ“障がい”というのもあって、それでいけるということです。実は米子市は、基礎疾患者が誰かとか全然把握していないんですよ。当たり前のことですが。全国どこでもそうなので、結局政府が言ったのは自己申告だと。とにかく速度を上げて打つというのが今の使命になっているので、私たちとしては充分なワクチン量を確保していますから、どんどん来てくださいということになります。これは疾患だと思えば、障がいだと思えば、優先でされたらよろしいかと思います。

〈吉野委員〉

要は１番の部分で、本人の確認とかそういうことを全くされないまま見捨てられてしまう人が出るのが一番怖いということなんですね。確かに民生委員会でも民生委員の人が相談があったら対応するよという文書を配っていただきましたし、それぞれの病院の１から５までの印を付けて新聞折り込みをしていただいたりしたので、かなり広がったかなと思うんですけど、やはりまだまだ自分から言えないという人たちもいるので、そのへんの漏れがないように、ぜひしていただきたいなと思います。

〈事務局：大橋部長〉

そこのところは、薬は今あるので、私たちとしては民生委員の方が、あるいは地域包括支援センターの方が、それ以外の支援者の方々で「こんな人が漏れてるよ」と言われたら、そこに接種ができるような支援をしてくださいとお願いをして歩こうとは思っています。これは高齢者だけではなく障がい者もそうなりますけれども。皆さん方、力を合わせて、希望を持っておられる方が打てるように、どうぞ市役所のほうにご協力を賜りたいというのが今の私どもの考えでございます。どうぞよろしくお願いします。

〈西井委員長〉

それでは、その他のご意見いかがですか。

〈事務局：萩原課長補佐〉

先ほどの地域密着サービスの公募の応募書類を送らせていただいて、膨大な作業をしていただいたということをお聞きしまして。応募要件につきましては広報をしておりまして、出てきました書類については市のほうで調査を行っております。先ほどの希望調査についてもそうですけども、何を委員の皆さんにお願いして、そのお伝えの仕方を修正してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

３　閉会　　　（午後４時４０分）

〈西井委員長〉

それでは、これをもちまして令和３年度第１回の策定委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。